

やむを得ない理由の一覧と理由を疎明する資料

マイナンバーカードは、病気、身体の障害その他のやむを得ない理由により市役所に出向くことが困難であると認められるときに代理人に対して交付することができます。その際、出向くことが困難であることを疎明する資料（疎明資料）の提示を求めています。

ケース	疎明資料等
・ 病気の方	→ 診断書、診療明細書
・ 身体の障害のある者	→ 障害者手帳、障害福祉サービス受給者証
・ 成年被後見人	→ 代理権を証する書類で確認
・ 被保佐人及び被補助人	→ 代理権を証する書類で確認
・ 中学生、小学生及び未就学児	→ 本人確認書類で確認
・ 75歳以上の高齢者	→ 本人確認書類で確認
・ 長期入院者	→ 診断書、入院診療計画書、領収書、診療明細書、 顔写真証明書（病院長）※1
・ 身体以外の障害のある者	→ 障害者手帳、障害福祉サービス受給者証、 自立支援医療受給者証
・ 施設入所者	→ 入所証明書類、顔写真証明書（施設長）※2
・ 要介護・要支援認定者	→ 介護保険被保険者証、認定結果通知書、 顔写真証明書（ケアマネ及び事業者の長）※3
・ 妊婦	→ 母子健康手帳、妊婦健診の領収書、受診券
・ 長期（国内外）出張者、長期 に航行する船員など	→ 仕事の内容、勤務場所、勤務形態等の客観的状況に 照らし合わせて出頭が困難であると認められる者
・ 海外留学している者	→ 査証のコピー、留学先の学生証のコピー
・ 高校生、高専生	→ 学生証、在学証明書
・ 社会的参加を回避し長期にわたって概ね家庭にとどまり続けている状態である者	→ 公的な支援機関に相談していることを当該支援機関 の職員が証する書類※4

※1～4は指定の様式があります。必要な場合は市民課または朝夷行政センターでお渡しいたします。